

木造住宅耐震改修促進事業

申請締切は11月末！

地震災害における木造住宅の倒壊等を防止し、災害に強い安全な街づくりを進めるため、木造住宅の「耐震診断」および「耐震改修設計」「耐震改修工事」費用の一部を補助しています。

	対 象	補助額
耐震診断	①美浦村にある昭和56年5月31日以前に着工された木造の一戸建て住宅。(店舗等の用途を兼ねるものは、住宅部分の床面積が過半を超えること) ②在来工法および枠組壁工法によって建築されたもの。 ③延べ床面積が30平方メートル以上のもの。 ④他機関の同様の補助制度による補助を受けていないこと。 ⑤所有者およびその世帯員が村税等に滞納がないこと。	耐震診断士の派遣費用 (自己負担額2,000円)
耐震改修 設計 工事	①美浦村にある昭和56年5月31日以前に着工された木造の一戸建て住宅。(店舗等の用途を兼ねるものは、住宅部分の床面積が過半を超えること) ②在来工法および枠組壁工法によって建築されたもの。 ③耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満とされたもので、耐震改修設計・工事によって上部構造評点を1.0以上とするもの。 ④茨城県木造住宅耐震診断士等が耐震改修設計を行うものであること。 ⑤耐震改修工事については、建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第3項に規定する建設業者に請け負わせて行うものであること。 ⑥他機関の同様の補助制度による補助を受けていないこと。 ⑦所有者およびその世帯員が村税等に滞納がないこと。	《設計》 耐震改修工事のための設計費の2分の1 (上限10万円)
		《工事》 耐震改修工事費の23% (上限50万円)

◇**申込期限** 11月29日(金) ※予算額に到達した時点で期限内でも終了となります。

◇**申込方法** 各申請書に必要事項を記入のうえ、添付書類を添えて役場都市建設課まで提出してください。
 ※申込み用紙は都市建設課窓口、または村ホームページからダウンロードしてください。

■**問合せ** 都市建設課 ☎029-885-0340(内)222・223



11月は「児童虐待防止推進月間」

～189(いちはやく)ちいさな命に 待ったなし～

児童虐待への対応については、制度改正や関係機関の体制強化等によってその充実が図られてきました。しかし深刻な児童虐待事件が後を絶たず、全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数も増加を続けており、依然として社会全体で取り組むべき重要な課題となっております。児童虐待を発見した場合は、市町村や児童相談所(全国共通3桁ダイヤル☎189(イチハヤク))に通告しなければなりません。連絡は匿名で行うことも可能です。連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。「虐待を受けたと思われる子どもがいたら」「ご自身が出産や子育てに悩んだら」「子育てに悩む親がいたら」、まずは児童相談所や役場の窓口にご連絡ください。

■**問合せ**

村教育委員会子育て支援課☎029-885-0340
 土浦児童相談所☎029-821-4595

シルバーリハビリ体操 普及講習会

なぜ「介護予防」なのか。講義と実技を交えて分かりやすく指導していただきます。動きやすい服装でお越しください。

※入場無料。どなたでもご参加いただけます。

◇**講師** 県立健康プラザ管理者 大田仁史先生

◇**日時** 12月4日(水)
 午後1時30分
 ～3時30分

◇**会場** 中央公民館
 大ホール



■**問合せ** 美浦村社会福祉協議会
 ☎029-885-0038